賦課金に係る特例の認定申請書類　リスト

書類No.	提出する事業者	書類名		注意事項	提出
1	全事業者	申請様式第14(システムで自動生成)	第1表	申請する事業所毎	必須
2	全事業者	申請様式第14(システムで自動生成)	第2表	申請事業ごとに1組 ※注1	必須
3	全事業者	申請様式第14(システムで自動生成)	第3表	申請事業ごとに1組 ※注1	必須
4	共同受電あり	申請様式第14(システムで自動生成)	第4表(共同受電の場合)	共同受電の事業所のみ提出	必須
5	全事業者	第1表　原単位の推移に係る確認表(システムで自動生成)		直近5事業年度分 直近事業年度の前年度から起算して過去4事業年度分の原単位の変化率を用いて認定基準を判定している場合は、直近6事業年度分	必須
以下の書類は申請事業ごとに分かるようなファイル名とすること。　提出が足りない場合は、書類不備として申請書類が受理されないことがあるので、注意すること。					
6	全事業者	公認会計士又は税理士による確認書面		直近事業年度分のみの確認を受ければ良い	必須
7	全事業者	電気使用量の証明書類 (電気使用量の表示箇所をマークすること。お客様番号を明示的に確認できること。第2表や第3表に記載している事業所であり、申請対象事業所(第1表を作成)ではないが、申請事業を行っている事業所であれば、電気使用量の明細を提出すること。) ※注2　※注4	各事業所における事業所全体の電気使用量の証明書類 (テナント受電の事業所の場合は、テナント全体の電気使用量の資料)	直近事業年度において、申請事業を行う全ての事業所の資料(12か月分の電気使用量が分かる資料。毎月の請求書等の場合は、一覧表を添付すること。) 小売電気事業者等の名称を確認できること。	必須
8	全事業者	電気使用量の積算確認表 (エクセルファイル)	各事業所における12ヶ月分の電気使用量を積算したエクセル資料 (テナント受電・共同受電の場合はエクセル内の該当シートに記載)	直近事業年度において、申請事業を行う全ての事業所の電気使用量データを入力したエクセル(1ファイル) ・事業所数または識別番号数が10以上の場合は必須 ・申請事業割合が100%かつ申請対象ではない事業所分の電気使用量を合算し1事業所分としてシステム入力する場合必須	任意 (申請対象の事業所数または識別番号が10以上の場合は必須)
9	全事業者	申請者が申請事業を行っていることが特定できる事項及び全事業所一覧が掲載されている書類(会社案内等、具体的な事業内容が分かるもの)(よくある質問Q81参照)			必須
10	全事業者	申請事業および事業者の全売上高を証明する書類 (損益計算書等が該当するが、会社全体の売上に加え、申請事業の売上が確認できるもの)		直近5事業年度分 直近事業年度の前年度から起算して過去4事業年度分の原単位の変化率を用いて認定基準を判定している場合は、直近6事業年度分	直近事業年度分は必須 ※注4
11	全事業者	原単位の改善のための取組に関する状況を公表することを証する書類 ①省エネ法特定事業者等：省エネ法定期報告情報の開示制度の「宣言フォーム」からの宣言を受けて経済産業省から送付されるメールの写し ②非特定事業者：以下2種類の書類提出が必要 1. 指定の様式の情報公開「宣言書」 2. 指定の「開示シート」に必要事項を記入の上、自社HP(無い場合はSNSでも可)に必要情報を掲載した上で、指定の「(別紙)公表報告」を提出 ※11月の申請では「宣言書」の提出は必須。「(別紙)公表報告」については申請時に間に合わない場合2025年1月15日(水)までに提出。11月の申請後に提出する場合、経産局の審査後に資料再添付の依頼が来てから対応すること。		申請事業者につき1組	必須
12	申請書第3表で経済的指標を使用した事業者	様式第14第3表に記載した経済的指標の根拠資料(よくある質問Q82参照)		申請者の全事業・全事業所で共通の指標・単位を使用すること	必須
13	共同受電あり テナント受電あり	各事業者の関係性をまとめた総括表 (受電設備から小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者・建物所有者等)、共同受電参加者(入居事業者)への電気供給ルートを示したもの)(よくある質問Q39,Q40,Q77,Q79参照)		自家発電による電力も併用している場合は、その電力の供給の流れについても記載すること	必須
14	共同受電あり (よくある質問Q39,Q77参照)	共同受電により電気の供給を受けていることの証明書類	小売電気事業者等との電力需給契約書の写しなど契約状況を証明する書類	共同受電の事業所のみ提出	必須
15	共同受電あり (よくある質問Q39,Q77参照)	共同受電により電気の供給を受けていることの証明書類	事業者毎に区画や建物が明確に分けられており、電気の使用場所が異なることが確認できる図面など共同受電であることを証明する書類	共同受電の事業所のみ提出	必須
16	共同受電あり (よくある質問Q39,Q77参照)	共同受電全体で使用した電気の量の証明書類 ※注4		共同受電の事業所のみ添付(12ヶ月分の電気使用量が分かる資料)	必須
17	テナント受電あり (よくある質問Q40,Q79参照)	電気使用量の証明書類 (電気使用量の表示箇所をマークすること。お客様番号を明示的に確認できること。第2表や第3表に記載している事業所であり、申請対象事業所(第1表を作成)ではないが、申請事業を行っている事業所であれば、電気使用量の明細を提出すること。) ※注2　※注4	事業所において申請者が使用した電気の量の証明書 (同じ事業所に複数の事業者が入居する場合のみ)	テナント受電の事業所のみ添付	必須
18	テナント受電あり (よくある質問Q40,Q79参照)	小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)と電気料金の精算に関する事項を定めた資料 (テナントビルの賃貸借契約書の写し、電気料金の精算に関する覚書の写しなど)		テナント受電の事業所のみ提出	該当する場合は必須 ※注3
19	該当する事業者	創業又は申請事業の開始から5事業年度経過していないことが分かる資料(よくある質問Q3参照)		該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須
20	該当する事業者	1つの事業所内で複数の識別番号を有する場合は、事業所の地図(よくある質問Q15参照)		該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須
21	該当する事業者	定額制の契約のため、電気使用量が請求書面等でも不明な場合は、小売電気事業者等との電力需給契約書の写しなど定額制の契約を行っていることが分かる書類(よくある質問Q21参照)		該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須
22	該当する事業者	子メーターによる区分計測を行っている場合は、設置された子メーターの計測結果と当該子メーターが電気的にどの設備の電気を計測しているかを記した書類(よくある質問Q26参照)		該当する事業所の分を提出 契約先の小売電気事業者等による作成又は確認が必要	該当する場合は必須
23	該当する事業者	名称の変更等により、電気使用量の証明書類に記載されている名称と現在の名称が異なる場合は、名称の変更を証明する書類 (法人登記の「履歴事項全部証明書」(新旧の名称が確認できるもの)の写しなど)(よくある質問Q74参照)		名称変更等があった事業者は、申請事業ごとに1部添付	該当する場合は必須
24	該当する事業者	法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度(賦課金減免の適用を受けようとする年度)の4月から電気の供給を受ける小売電気事業者等及び識別番号が、提出した電気使用量の証明書類を発行した小売電気事業者等及び識別番号とは異なる場合は、賦課金の適用を受けようとする年度の4月からの小売電気事業者等との契約関係および識別番号が分かる書類 (4月からの小売電気事業者等との電力需給契約書の写しや、電気料金請求書の写しなど)(よくある質問Q75参照)		該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須
25	該当する事業者	自家発電による電力も併用している場合は、年間の自家発電量を証する資料(よくある質問Q76参照) ※注4		自家発電による電力も使用している場合は提出	該当する場合は必須

※注1：申請事業を行っている全ての事業所について記載すること

※注2：1つの事業所内で複数の識別番号を有する場合には、識別番号毎の供給エリア等を明記した事業所内の地図を添付すること

※注3：必須の書類ではないが、国の審査手続において必要となる場合には提出を求めることがある

※注4：残りの事業年度分は必須の書類ではないが、国の審査手続きにおいて必要となる場合には提出を求めることがある　ただし、今年度初めて減免認定申請を行う場合には、5事業年度分の提出必須